

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	管財課
委 託 業 務 名	南大萱財産区財産管理業務委託
委 託 業 務 場 所	南大萱財産区
概 要	①堤体破壊、安全施設（フェンス等）の破損、池の出水、ゴミの不法投棄、不法占用対策に係る巡回監視用務。 ②雑木除去などの美化清掃用務。 ③財産区管理委員との連絡・調整用務。
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	1, 1 0 0, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市大萱二丁目 1 8 番 3 1 号 〔名 称〕 瀬田南大萱町地域活性化推進会 会長 松田 嘉一郎
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	財産区財産については、主に「ため池」「山林」「原野」「墓地」を所有・管理しており、「巡回監視業務」と併せて「枝払い」や「ゴミ撤去」等良好な管理に努めているところである。管理業務については、財産区財産に精通していることはもちろんのこと、財産区管理委員との連携や情報共有を要することから連絡を密にする必要があり、地元地域活性化推進会に選定している。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。